

# 税務相談室

## 医療法人制度

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 医療法人制度にはどのような長所と短所があるのでしょうか。
2. 医療法人は、一般営利法人と異なり、完全な営利を目的とするものではないといわれていますが、法人税の課税上、一般の法人と異なった課税が行われるのでしょうか。  
また、税率はどのようになるのでしょうか。

### 回答

1. 医療法人には、次のような長所と短所がある。  
医療法人は、収益事業を営む非営利性法人であるといわれているように、このことが医療法人制度の長所と短所の両面をもたらしているともいえます。その主なものを挙げてみますと次のとおりです。
  - (1) 短 所
    - イ 医療法人は、医療法第54条により利益配当が禁止されているため、出資者は持分に応じた配当受領権もなく、出資者の投資意欲も減退することになり、多くの者から広く資金調達を期待することはできないことになります。
    - ロ 医療法人は剰余金の配当が禁止されていますが、それにもかかわらず、一般の営利法人と同様の税率が適用されます。
    - ハ 出資金に対する相続税の評価が比較的高い。評価方法は、同族会社等の取引相場のない株式の評価方法に準じて評価します。
    - ニ 配当が禁止される点で、従業員持株制度の採用ができません。
  - (2) 長 所  
個人に課税される所得税は累進税率（最高税率40%）ですので一定金額以上の所得金額になりますと法人の一定税率を超えることとなります。そこで、個人の高額所得者ほど医療法人にすることにより税負担が軽くなります。また法人制度の特徴から、永続的な医業が期待できます。
2. 医療法人に対する法人税課税は原則として一般の普通法人と同様に取り扱われる。  
法人税法は、法人を、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等および普通法人に区分

し、それぞれの課税制度を採用しています。

例えば、公共法人は非課税法人とされ、公益法人および人格のない社団等は、法人税法上の収益事業に該当するものを除いて非課税措置を受けています。

ところで、医療法により設立される医療法人は、上記の法人税法上の区分によるならば、普通法人に当たることとなります。医業の社会的・公益的性格に鑑みれば、公益法人に当たるとは思われるのですが、公益法人とは、民法第33条によって設立された法人等、法人税法別表第2に掲げる法人をいいますから、医療法に基づいて成立する医療法人が含まれないことは明らかです。

したがって、医療法人にあっては、法人税法上は一般の営利法人と全く同一に取り扱われており、租税特別措置法第67条の2に該当する、いわゆる特定医療法人のみが、公益法人の収益事業と同じ法人税率で課税されるにすぎません。

なお、第5次医療法改正の一貫として、「良質な医療を提供する体制の確率を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、地域における医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の強化などの規律の見直しを行うとともに、救急医療、小児医療など地域で必要な医療の提供を担う医療法人を、新たに社会医療法人として位置付けることとされました。

社会医療法人が、法人税法上の公益法人等の範囲に追加されました。これにより、収益事業を行う場合に限り法人税の納税義務が生ずるとともに、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得および清算所得に対しては法人税が課されないこととなります。

社会医療法人が行う医療保険業が収益事業の範囲から除外されました。ただし、医療法第42条の規定に基づいて附帯業務として行うものおよび同法第42条の2第1項の規定に基づいて収益業務として行うものは除外されません。

なお、法人の各事業年度の所得に対する法人税率は、次のとおりとなっています。

- (1) 資本金1億円以下の法人、資本金を有しない法人、一般社団法人等または人格のない社団等

年800万円以下の部分	19%
年800万円超の部分	25.5%
  - (2) 資本金1億円超の法人および相互会社 25.5%
  - (3) 公益法人等および特定医療法人

年800万円以下の部分	15%
年800万円超の部分	19%
- (24. 4. 1 以後開始事業年度)